

任意継続組合員・被扶養者(40歳以上75歳未満)の皆さまへ

40歳以上の被扶養者がいる組合員の方は、ご家族が受診されたか確認をお願いします!

特定健康診査を受けましょう!

受診は1月まで!



今年度の受診対象となる任意継続組合員、被扶養者の方には、昨年6月中旬に特定健康診査受診券を交付しています。受診費用は無料です。まだ受診されていない方は、すぐに受診の予約をしましょう!

特定健康診査受診券の有効期限は平成29年1月31日(火)です!

●●●● こんな理由で受診していない方は要注意! ●●●●

健康には自信があるから大丈夫!



油断禁物!!

日本人の死因の約6割は、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。重症化しないと自覚症状が出ない病気もありますので、自分は健康という思い込みで健診を受けないのは危険です。

忙しくて健診を受ける時間がない!



危険!!

忙しい人ほど健康管理がおろそかになり、重症化してから病気に気付くことが多いものです。毎年の健診受診こそ、時間と医療費の節約になります。

特定健康診査って、メタボ健診のことでしょ? 私は太っていないから関係ないわ!



要注意!!

たしかに、特定健康診査はいわゆるメタボ健診のことです。しかし、「隠れメタボ」という言葉をご存じでしょうか? 太ってなくても高血圧や糖尿病になる危険性は十分にあるのです。健診を受けて血圧、脂質、血糖などの値をチェックすることは、太っていない人にとっても必要です。



申込期限に注意!

受診期間は平成29年1月31日(火)までですが、申込期限は健診の種類で異なります。

種類	申込期限
特定健康診査(施設型)	各健診機関におたずねください。
巡回型特定健診	申込終了
かがやきメイト健康診断	平成29年1月17日(火)お急ぎください。

よくあるお問合せ

● 特定健康診査はどこで受診できますか?

→ 平成28年6月中旬に受診券と一緒に送付した実施機関一覧(白い冊子)及びホームページをご参照ください。

● 受診券を失くしてしまいました。

→ 再発行の手続きをしますので、福利厚生課厚生担当(03-5320-6821)にご連絡ください。

ご協力お願いします



働いている方で、職場の健診を受けたため、特定健康診査を受診しない方は、職場の健診結果の写しを提出してくださるようご協力をお願いします(現職の組合員本人は不要)。組合員の扶養となっている方の特定健診・保健指導は、医療保険者である当共済組合に実施が義務付けられています。

問合せ先

福利厚生課厚生担当

☎ 03-5320-6821